

対応案	【具体例】 2016年3月29日付委員会資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性について」から再掲（一部変更）	委員会規則（案）
【対応案①】本人による提供と整理する。	SNS等のweb上で個人Aのプロフィール、投稿内容等を事業者Bが閲覧する場合。	委員会規則（案）に規定せず（ガイドライン等により解釈を明示する方向）。
【対応案②】本人に代わって提供と整理する。	個人Aから、個人Bの口座への振込依頼を受けた仕向銀行Cが、個人Bの口座を有する被仕向銀行Dに対して、当該振込に係る情報を提供する場合。	委員会規則（案）に規定せず（ガイドライン等により解釈を明示する方向）。
【対応案③】本人同意による個人データの第三者提供の場合は記録義務を緩和する。	団体Aが、あらかじめ同意を得た上で、地域の税理士等の氏名・連絡先等を記載した名簿を作成し、団体加盟企業に配布する場合。	以下の委員会規則（案）で対応（第13条第1項第2号及び同項1号の対比）。 第十三条（第三者提供に係る記録事項） 法第二十五条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。 一 法第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項 イ 当該個人データを提供した年月日 ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨） ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ニ 当該個人データの項目 二 法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項 イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨 ロ 前号ロから二までに掲げる事項
【対応案④】本人側への提供と整理する。	金融機関Aの営業員が、家族Cと共に来店した顧客Bに対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合。	委員会規則（案）に規定せず（ガイドライン等により解釈を明示する方向）。

対応案	【具体例】 2016年3月29日付委員会資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性について」から再掲(一部変更)	委員会規則(案)
<p>【対応案⑤】既存の契約書等での代替を可とする。</p>	<p>小売業者Aが顧客Bからの申込により販売商品の修理契約を締結し、当該契約に基づき小売業者から提携修理業者Cに修理業務を下請けする際に、顧客Bから受け入れた修理契約申込書等の写しを交付する場合。</p>	<p>委員会規則（案）第12条第3項、第16条第3項により対応。 第十二条（第三者提供に係る記録の作成） 3 前項の規定にかかわらず、法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。 第十六条（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成） 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。</p>
<p>【対応案⑥】受領者にとって個人データに該当しなければ、確認・記録は不要とする。</p>	<p>事業者Aの営業担当が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺1枚を取り出してそのコピーを事業者Bの営業担当に渡す場合。</p>	<p>委員会規則（案）に規定せず（ガイドライン等により受領者には確認・記録義務が適用されない旨の解釈を明示する方向）。</p>
<p>【対応案⑦】包括的に記録を作成することができるものとする。</p>	<p>同一の個人情報取扱事業者間で反復継続して同一項目の個人データを授受するような場合。</p>	<p>委員会規則（案）第12条第2項、第16条第2項により対応。 第十二条（第三者提供に係る記録の作成） 2（…略…）当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。 第十六条（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成） 2（…略…）当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。</p>

<参考> 対応案①～⑦を前提とした確認・記録義務の基本的な考え方

(2016年3月29日付委員会資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性について」から再掲。赤字を追加。)

